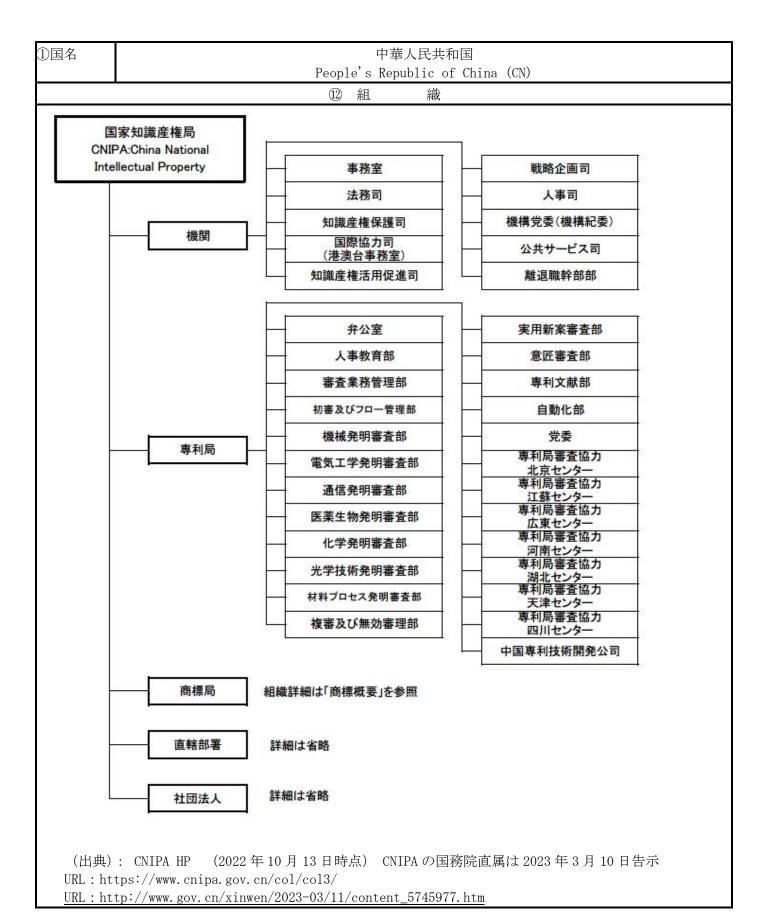
①国名		n .1 '	中華人民共和国	(OM)	
(a) # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	国安加 <u></u> 京安加 京本 安日 、		s Republic of Chi		MIDA)
②名称	国	iina Nationai Inte	llectual Property	Administration (C	NIPA)
③所在地	6, Xitucheng Lu	Jimenqiao Haidia	n District 100088	Beijing	
④連絡先	(電話) (86 10) 6	(電話) (86 10) 62 35 66 55 (FAX) (86 10) 62 01 94 51			
	(E-mail)pct_affa	irs@cnipa.gov.cn(i	internet)https://e	english.cnipa.gov.c	en/
⑤組織の長	CNIPA Commissione Mr. SHEN Changy				
⑥沿革	(1) 第6期(1984年)全国人民代表大会常務委員会第4回会議で「中華人民共和国専利法」が審請決定され、1985年4月1日から施行された。専利法は特許・実用新案・意匠の総称である。(2) 1985年3月15日に中国はパリ条約に加盟した。(3) 1989年に集積回路に関する知的財産に関する条約の締結国となり、2001年10月1日に施行された。(4) 1992年に第一次改正専利法が公布され、1993年1月1日に施行された。(5) 1994年1月1日に「特許協力条約(PCT)」に加盟した。(6) 2000年に第二次改正専利法が公布され、2001年7月1日に施行された。(7) 2001年12月20日にコンピュータソフトウエア保護条例が公布され、2002年1月1日に施された。(8) 2003年2月1日に中国専利法実施細則が改正、施行された。(9) 2008年12月27日に第三次改正専利法が公布され、2009年10月1日に施行された。(10) 2010年2月1日に中国専利法実施細則及び同法審査指南が施行された。(11) 2021年6月1日に中国改正専利法が施行された。(12) 2022年5月5日に意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟した。			の総称である。 F10月1日に施行 2年1月1日に施行 行された。	
⑦所管	符計、美用新条、息	佐、半導体集積 四距	6の四路配直の保護	、不正競争防止、営	兼秘 俗
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド
					(原産地表示)
	1980/6/3	1992/10/15			
	ナイロビ(オリン	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	ピック)	1985/3/19		1993/4/30	
	ロカルノ	TLT		WCT (著作権)	WPPT(演奏及びレ
		ILI		WOI(有1F/推)	コード)
	1996/9/19			2007/6/9	2002/5/20
	ブタペスト		ヘーグ	1	リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1995/7/1			2022/5/5	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1989/10/4	1995/12/1	1994/1/1	1996/9/19	1994/8/9
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1997/6/19		2001/12/11		

①国名	中華人民共和国					
			People's Repu	ıblic of		
			China (CN)			
⑪統計データ		出願件数	2020年	2021年	2022年	2023年
		全数	1, 585, 663	1, 619, 268	1,677,701	1, 619, 268
	特許	(内 外国出願)	159, 019	154, 663	155, 409	154, 663
	村計	(内日本から)	47,010	45, 259	46, 236	45, 259
		(内 PCTルート)	93, 608	87, 416	90, 663	87, 416
	実用新案	全数	2, 852, 219	2, 950, 653	3, 063, 928	2, 950, 653
		(内 外国出願)	7,664	6, 514	6, 778	6, 514
		全数	805, 710	796, 212	822, 849	796, 211
	意匠	(内 外国出願)	19, 853	18, 488	18, 796	18, 487
		(内日本から)	3, 495	3, 605	3, 565	3, 604
		登録件数	2020年	2021年	2022 年	2023 年
		全数	695, 946	798, 347	920, 797	798, 347
	4+. <i>=/</i> -	(内 外国出願)	111, 055	102, 756	101, 563	102, 756
	特許	(内日本から)	34, 853	33, 301	32, 929	33, 301
		(内 PCTルート)	71, 809	68, 010	65, 861	68, 010
	実用新案	全数	3, 119, 990	2, 804, 155	2, 090, 331	2, 804, 155
		(内 外国出願)	8, 047	8, 106	5, 667	8, 106
		全数	785, 521	722, 004	640, 367	722, 004
	意匠	(内 外国出願)	18, 443	12, 400	11, 935	12, 400
		(内日本から)	2, 986	2, 323	2, 214	2, 323
	(出典):	WIPO IP Statistics	S			



①国名	中華人民共和国		
U凹泊 		People's Republic of China (CN)	
特許制度	②最新特許法の施行年	2020年改正、2021年6月1日施行	
	月日	(特許・実用新案・意匠を総称して専利といい、専利法で規定されてい	
		5)	
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された特許権は、香港特別行政	
		区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。	
	0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特許協力条約(PCT)締約国	
		発明者及び承継人(法人、自然人)。	
		要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは専利任理機構に承任しなければならない。(東利は第18条)	
	の出願言語	代理機構に委任しなければならない。(専利法第18条) 中国語。(専利法実施細則第3条、第39条)	
		中国品。(等利伝美旭神則第3米、第39米) 公告の日から効力が発生し、出願日から20年。	
	び起算日	公百の日から郊力が発生し、山瀬日から20年。 出願日から4年及び審査請求日から3年を経過して特許された場合、特許	
	の起発す	権者の請求により審査における不合理な遅延期間を補償するが、特許権者	
		に起因する不合理な遅延は除外する。	
		新薬承認にかかった期間は特許権者の請求により存続期間の補償を与え	
		る。補償期間は5年を超えず、特許権の合計存続期間が14年を超えない	
		ものとする。	
		(専利法第 42 条、第 39 条)	
		内外国公知、内外国刊行物。(専利法第 22 条)	
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。	
		(1) 国家緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初め	
		てなされた開示	
		(2) 中華人民共和国政府が主催又は承認する国際博覧会における初めてなされる展示	
		(3) 指定の学術会議又は技術会議での初めてなされる開示。	
		(4) 出願人の同意を得ることなく他者が漏洩したことによる開示。	
		(専利法第 24 条)	
	①非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明	
		(2) 科学的発見	
		(3) 知能活動の規則及び方法	
		(4) 疾病の診断及び治療方法	
		(5) 動物及び植物の品種 (5) 新物及び植物の品種	
		(6) 原子核変換の方法及び原子核変換の方法を用いて得られる物質	
		(7) 不法に入手又は取得した遺伝資源により完成された発明。 (専利法第5条、第25条(1)~(5))	
	の宝休室本の右無及び	有。審査対象の出願と同一の発明について対応外国出願が行われている場	
	審査項目	有。番鱼対象の山嶼と同一の発明について対応外国山嶼が行われている場合には、CNIPAは当該外国出順の審査に関する情報の提供を求めることが	
	田上大口	できる。正当な理由なく提供しないとき取下げたものとみなされる。具体	
		的には、外国特許庁でされた調査報告書及び拒絶理由通知並びにそれに対	
		応して出願人が提出した補正書、審査時に審査官が提示した引用文献が含	
		まれる。CNIPAにおいては、提出された文書を考慮して更に先行技術調査	
		を行う。(専利法第 36 条)	
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日(優先権があるものは優先日を指す)から3年以内	
		に行わなければならない。なお、国務院専利行政部門は必要と認めるとき	
		は、審査請求がなくても、独自に発明特許の出願について実体審査を行う	
		<u>ことができる。(専利法第 35 条)</u>	
	④優先審査制度・早期		
	審査制度の有無	(専利法第34条)	
		有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。	
	少兵議中立制度 の有無	無。異議申立制度はないが、公開日から権利付与の公告日まで何人も意見書も提出することができる (再刊法宝統細則第49条)	
i		書を提出することができる。(専利法実施細則第 48 条)	

L

		中華人民共和国		
①国名	People's Republic of China (CN)			
	⑪無効審判制度の有	無 有。何人も、特許権付与の公告の日から無効審判を請求することができ る。(専利法第 45 条)		
	18実施義務	有。実施条件を具備した法人又は個人の請求があり、以下の場合、国務院 専利行政部門は、特許の実施を強制許諾することができる。		
		(1) 特許権付与日から3年、かつ特許出願日から4年を超えても正当な理由なく実施しない又は十分に実施しない場合。		
		(2) 特許権者による権利行使が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争法上の不利な影響が解消する又は減少さ		
	@# III	せる場合。(専利法第 53 条)		
	19費用単位 CNY(元)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 900 CNY		
		出願時の追加料金		
		31 頁から 300 頁まで 50 CNY (各頁につき)		
		300 頁を超える場合 100 CNY(各頁につき)		
		10 項を超えるクレーム 150 CNY(各項につき)		
		公開料 50 CNY		
		優先権主張料 80 CNY(各項につき)		
		審査請求料 2,500 CNY		
		特許公告料 50 CNY		
		[特許権維持に掛かる費用] 年金		
		1年- 3年次 900 CNY (毎年)		
		4年-6年次 1,200 CNY (毎年)		
		7年-9年次 2,000 CNY (毎年)		
		10年-12年次 4,000 CNY (毎年)		
		13年-15年次 6,000 CNY (毎年)		
		16年-20年次 8,000 CNY (毎年)		
	20)料金減免措置の有	無有。以下の通りに規定されている。		
		(1) 対象者:		
		(A) 前年度の年収が 4.2 万 (平均月収 3500) 元未満の個人;		
		(B) 前年度の納税所得額が30万元未満の企業;		
		(C) 政府系事業組織(事業単位)、社会団体、非営利型科学研究機構		
		(法人)		
		(2)免除幅:		
		(A) 個人又は企業並びに法人の場合、下記指定費用の85%を免除する;		
		(B) 2以上の個人又は企業並びに法人が、共同出願若しくは特許権の共		
		有である場合、下記指定費用の70%を免除する		
		(3) 指定費用:		
		(A) 出願料 (公報印刷料、出願追加料金を含まない);		
		(B) 審査請求料; (C) 維持年令(特許権付与初年度から10年以内の年令):		
		(C)維持年金(特許権付与初年度から 10年以内の年金); (D)拒絶査定不服審判請求料		
		(申利費用徴収減免弁法_2016)		
		(専利貨用徴収/減免升法_2016) (専利と回路配置設計費用徴収サービス指南_2021/12 改訂)		
		(守州)		

	中華人民共和国		
①国名	People's Republic of China (CN)		
	②PCT における国内 料金減額措置の有無	有。減額措置は次の通り。(中国国家知識産権局の公告・第98号) (1) 国家知識産権局を受理官庁とするPCT 出願が中国国家段階に移行する場合:出願料及び出願追加料金(公報印刷料は除く)が無料 (2) 国家知識産権局により国際調査を行い、且つ国際調査報告書が作成されるPCT 出願が中国国内段階に移行し、且つ実体審査請求を提出する場合:審査請求料が50%減額される (3) 出願人が特許協力条約第Ⅱ章により、国際予備審査請求を提出し、且つ国家知識産権局より国際調査報告書及び国際予備審査報告書が作成されるPCT 出願が中国国内段階に移行し、且つ実体審査請求を提出する場合:審査請求料が無料となる (4) ヨーロッパ特許庁、日本特許庁及びスウェーデン特許庁の国際調査機関より国際調査報告されたPCT 出願につき、中国国内段階に移行し、且つ実体審査の請求を提出する場合:審査請求料が20%減額される	

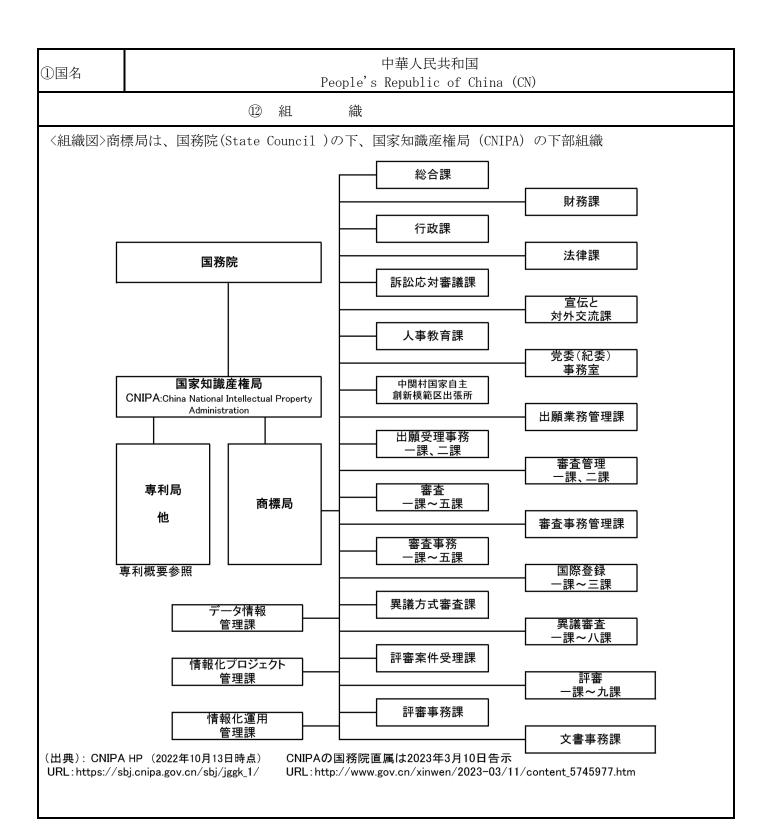
①国名		中華人民共和国
少 国石		People's Republic of China (CN)
実用新案	②最新実用新案法の施行	2020 年改正、2021 年 6 月 1 日施行
	年月日	(実用新案は専利法中で「実用新案専利」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された特許権は、香港特別
		行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは
	び代理人の資格	専利代理機構に委任しなければならない。(専利法第18条)
	⑦出願言語	中国語。(専利法実施細則第3条、第39条)
		公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から10年。
	及び起算日	(専利法第 40 条、第 42 条)
	9新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。(専利法第 22 条)
	<u> </u>	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。
	1007 V XC 941	(1) 国家緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために
		初めてなされた開示
		(2) 中華人民共和国政府が主催又は承認する国際博覧会における初め
		てなされる展示
		Cなどれる展示 (3) 指定の学術会議又は技術会議での初めてなされる開示。
		(4) 出願人の同意を得ることなく他者が漏洩したことによる開示。(専
		利法第 24 条)
	<u></u> ⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する発明
	四个豆敢对家	(2) 科学的発見
		(3) 知能活動の規則及び方法
		(4) 疾病の診断及び治療方法
		(5) 動物及び植物の品種
		(6) 原子核変換の方法及び原子核変換の方法を用いて得られる物質
		(7) 不法に入手又は取得した遺伝資源により完成された発明。
		(7) 不伝に八子又は取得した遺伝真像により元成された発明。 (8) 物品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適し
		た新たな技術方案ではない発明創造
		(専利法第2条、第5条、第25条(1)~(5))
	の実体案本の右無及び案	無。※方式審査、並びに考案の単一性に適合するか及び考案がそれ自
	查項目	体明らかな不登録対象に該当しないかの予備審査のみ。
	@常木字-4-4 库西-4-4	(専利法第 40 条、第 31 条、専利法実施細則第 44 条)
		無。(専利法第 40 条)
	④優先審査制度・早期審	
	査制度の有無	
	⑤出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後に公告(公開)される。(専利
		法第 40 条)
	⑥異議申立制度の有無	無。
	⑪無効審判制度の有無	有。何人も、実用新案権付与の公告の日から無効審判を請求すること
		ができる。(専利法第 45 条)
	⑱実施義務	有。実施条件を具備した法人又は個人の請求があり、以下の場合、国
		務院専利行政部門は、実用新案の実施を強制許諾することができる。
		(1) 実用新案権付与日から3年、かつ当該出願日から4年を超えても
		正当な理由なく実施しない又は十分に実施しない場合。
		(2) 実用新案権者による権利行使が法に基づき独占行為であると認定
		され、当該行為によってもたらされる競争法上の不利な影響が解消す
		る又は減少させる場合。
		(専利法第 53 条)

		中華人民共和国	
①国名	People's Republic of China (CN)		
	19費用単位	[出願から登録までに掛かる費用]	
	CNY(元)	出願料	500 CNY
		出願時の追加料金	
		31 頁から 300 頁まで	50 CNY(各頁につき)
		300 頁を超える場合	100 CNY(各頁につき)
		10 項を超えるクレーム	150 CNY(各項につき)
		優先権主張料	80 CNY(各項につき)
		登録公告料	50 CNY
		[実用新案権の維持に掛かる費用]	
		年金	
		1 年-3 年次	600 CNY (毎年)
		4年-5年次	900 CNY (毎年)
		6 年-8 年次	1,200 CNY (毎年)
		9 年-10 年次	2,000 CNY (毎年)
②料金減免措置の有無 有。以下の通りに規定されている。			
		(1) 対象者:	Landa Albanda de La Maria
		(A) 前年度の年収が 4.2万(平均月	
		(B) 前年度の納税所得額が30万元ラ	
		(C) 政府系事業組織(事業単位)、社会	工会団体、非宮利型科字研究機構
		(法人)	
		(2)免除幅: (A)個人又は企業並びに法人の場合	、 下気性空弗田の 050/ なみ除す
		(A) 個人又は正来业のに伝入り場合 る;	、「記相足負用の00/0亿元所り
		(B) 2以上の個人又は企業並びに法	人が 共同出願若しくは宝田新家
		権の共有である場合、下記指定費用の	
		(3) 指定費用:	2 10 /0 E 2 G/M / S
		(A) 出願料(公報印刷料、出願追加	料金を含まない)・
		(B) 維持年金(実用新案権付与初年	
		(C) 拒絕查定不服審判請求料;	
		(専利費用徴収減免弁法_2016)	
		(専利と回路配置設計費用徴収サー)	ごス指南_2021/12 改訂)
	②PCT における国内料金	有。減額措置は次の通り。(中国国家	知識産権局の公告・第 98 号)
	減額措置の有無	・国家知識産権局を受理官庁とする」	PCT 出願が中国国家段階に移行す
		る場合:	
		出願料及び出願追加料金(公報印刷料	斗は除く) が無料

①国名		中華人民共和国
⊕ Д′Н		People's Republic of China (CN)
意匠制度	②最新の意匠法施行年月	2020年改正、2021年6月1日施行
	 	(意匠は専利法中で「外視設計専利」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された意匠権は、香港特別
		行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	ハーグ協定締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及 び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは 専利代理機構に委任しなければならない。(専利法第 18 条)
	⑦出願言語	中国語。(専利法実施細則第3条、第39条)
	⑧意匠権の存続期間及び	公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から15年。
	起算日	(専利法第40条、第42条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。
		(専利法第 23 条)
	①ク゛レースピ リオト゛	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。
		(1) 国家緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために
		初めてなされた開示
		(2) 中華人民共和国政府が主催又は承認する国際博覧会における初め
		てなされる展示 (3) 指定の学術会議又は技術会議での初めてなされる開示。
		(4) 出願人の同意を得ることなく他者が漏洩したことによる開示。
		(専利法第 24 条)
		(1) 製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と
		形状、模様の組合せに対して行われていないデザイン。 (専利法第2
		条)
		(2) 法律と公序良俗に違反する、又は公共利益を妨害するデザイン (専利法第5条)
		(3) 既存デザイン又は既存デザインの特徴的な組み合わせと比べて明
		らかに相違すること。(専利法第 23 条)
		(4) 平面印刷の模様、色彩又は両者の組合せにより主に標識に用いる
		デザイン。
		(専利法第 25 条)
	⑫実体審査の有無	無。※初歩審査において、方式事項のほか、意匠が明らかに不登録対象に該当しないか、単一性、明らかな新規性欠如等の実体審査が審査対象
		(専利法第 31 条、第 40 条、専利法実施細則 44 条)
		無。(専利法第40条)
	4優先審査制度・早期審	
	査制度の有無	
	15部分意匠制度の有無	有。製品の全体又は一部のデザインに対して意匠出願することができる。
		(専利法第2条)
	⑩関連意匠制度の有無	有。同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として提出 することができる。(専利法第 31 条)
	⑪「組物」の意匠制度の 有無	有。同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠 は、一件の出願することができる。(専利法第31条)
	®意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑩出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後に公告(公開)される。
		(専利法第40条)
	②秘密意匠制度の有無	無。
	②異議申立制度の有無	無。
I	- 2 0.45 - 0.45 - 1.14 000	I -

	中華人民共和国		
①国名		People's Republic of China (CN)	
	②無効審判制度の有無	有。何人も、意匠権付与の公告の日から無効審判を請求することがで きる。 (専利法第 45 条)	
	②登録表示義務	無。	
	24費用単位	[出願から登録までに掛かる費用]	
	CNY(元)	出願料 500 CNY	
		優先権主張料 80 CNY (各項につき)	
		登録公告料 50 CNY	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料 1 年-3 年次 600 CNY (毎年)	
		4 年 - 5 年次 900 CN1 (毎年)	
		6年-8年次 1,200 CNY (毎年)	
		9年-10年次 2,000 CNY (毎年)	
		11年-15年次 3,000 CNY (毎年)	
	②料金減免措置の有無	有。以下の通りに規定されている。 (1)対象者: (A)前年度の年収が4.2万(平均月収3500)元未満の個人; (B)前年度の納税所得額が30万元未満の企業; (C)政府系事業組織(事業単位)、社会団体、非営利型科学研究機構(法人) (2)免除幅: (A)個人又は企業並びに法人の場合、下記指定費用の85%を免除する; (B)2以上の個人又は企業並びに法人が、共同出願若しくは意匠権の共有である場合、下記指定費用の70%を免除する (3)指定費用: (A)出願料(公報印刷料、出願追加料金を含まない); (B)維持年金(意匠権付与初年度から10年以内の年金); (C)拒絶査定不服審判請求料; (専利費用徴収減免弁法_2016) (専利と回路配置設計費用徴収サービス指南_2021/12改訂)	

①国名	中華人民共和国 People's Republic of China (CN)					
②名称		China National	Intellectual Pr ark Office (中国	roperty Adminis		
③所在地	1 Chama	Nanjie, Xichengqu	100055 Beijing			
④連絡先	(電話)(86 10) 63 21 95 91				
	(FAX) (86 10) 68 03 78 22				
	·					
⑤組織の長	Director 0	General:Mr. Cui Sho	oudong			
⑥沿革⑦所管	(E-mail) tonglei 10cnipa gov.cn Director General:Mr. Cui Shoudong (1) 1949 年 10 月 21 日、中央人民政府政務院財政経済委員会が設立され、私営企業局を開設するとともに、各大中都市が新たに工商局を設立し、主に私営工商業を管理することになった。(2) 1950 年 7 月 28 日、政務院より「商標登録暫行条例」が公布され、同年 9 月 28 日に中財委より「商標登録暫行条例実施細則」が公布された。(3) 1952 年 11 月、財務院の許可を得て、中央私営企業局と外資企業局が合併し、中央工商行政管理局が設立された。(4) 1970 年 7 月 1 日、中央工商行政管理局は、商業部と食糧部と購買販売協同総組合と合併し、商業部になった。(5) 1975 年 5 月、商業部に工商管理局が設立され、主に工商行政管理業務を担当することになった。(6) 1978 年、国務院より「工商行政管理総局の設立に関する通知」が公布され、商標局が設立された。(7) 1982 年 7 月、国務院が機構改革のため、「中華人民共和国工商行政管理総局」から「中華人民共和国国家工商行政管理局」に変更された。(8) 1982 年 08 月 23 日、第 5 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議にて「中華人民共和国商標法」が採択された。次に、1993 年 02 月 22 日、第 7 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議における「中華人民共和国商標法改正に関する決定」による第一次改正が行われた。(10) 2001 年 4 月 5 日、「国家工商行政管理総局」に変更し、部長級に昇格された。(11) 2001 年 10 月 27 日、第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議における「中華人民共和国商標法改正に関する決定」による第二次改正が行われた。この2001 年の改正により、商標として登録できる対象が拡大され、商標として登録できないものに関する規定が拡大され、周知商標の保護に関する規定が拡大され、商標として登録できないものに関する規定が拡大され、周知商標の保護に関する規定が流入された。(12) 2013 年 8 月 30 日に改正された中華人民共和国商標法が 2014 年 5 月 1 日より施行された。(13) 2014 年 4 月 2 9 日に改正された中華人民共和国商標法が 2014 年 5 月 1 日より施行された。(13) 2014 年 4 月 2 9 日に改正された南標法実施条例が 2014 年 5 月 1 日より施行された。(14) 2018 年 4 月 2 9 日に改正された商標法実施条例が 2014 年 5 月 1 日より施行された。(14) 2018 年 4 月 5 り、商標局は国家知識産権局(CNIPA)の下部機関となった。					
①統計データ		11165/4-*/-	2000 /	2001 /5	2222 /	2000 /5
型形計プータ		出願件数 全数	2020年	2021年	2022 年 22, 004	2023年
	商標	(内 外国出願)	22, 361 22, 329	25, 409 25, 368	22, 004	18, 924 18, 896
	印尔	(内日本から)	1, 788	1, 785	1, 673	1, 469
		登録件数	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
		全数	22, 361	25, 409	22, 004	18, 924
	商標	(内 外国出願)	22, 329	25, 368	21, 972	18, 896
	14.24	(内日本から)	1, 788	1, 785	1, 673	1, 469
	(出典): W	VIPO IP Statistics		•		



O /:		中華人民共和国	
①国名	People's Republic of China (CN)		
商標制度	②最新商標法の施行年月 日	2019年4月23日改正(2019年11月1日施行)	
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された意匠権は、香港特別 行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。	
	④他国制度との関係	マドリッド・プロトコール締約国	
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標。(商標法第3条)	
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、色彩の組み合わせ及び音 声商標並びにこれらの組み合わせ。 (商標法第8条)	
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)。(商標法第4条)	
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第 28 条、第 29 条、第 31 条)	
	⑨本国登録要件	無。	
	⑩現地代理人の必要性及 び代理人の資格	要。外国人又は外国企業は法に基づく商標代理機構に委託しなければならない。(商標法第18条)	
	⑪出願言語	中国語。(商標法実施条例第6条)	
	②商標権の存続期間及び起算日	登録日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (商標法第 39 条、第 40 条)	
	⑬グレースピリオド ⑭不登録対象	有。国際条約又は中国との取り決めがある場合、外国出願の6月以内 の優先権主張が可能。	
		中国政府が主催又は承認した国際展示会における最初の使用については、出展日から6月の優先権主張が可能。 (商標法第25条、第26条)	
		1. 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 (1)中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲 章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地	
		の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。	
		(2) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。 (3) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似する もの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じ させない場合は、この限りでない。	
		(4)実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。	
		(5)「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。 (6)民族差別扱いの性質を帯びたもの。	
		(7) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を 生じさせやすいもの。	
		(8) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。 県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標 とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又 は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を	
		使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。 2. 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。 (1)その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。	
		(2)商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。	
		(3) その他の顕著な特徴に欠けるもの。 前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別 可能なものとなったときは、商標として登録することができる。	
		3. 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、ある技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状でときは、これを登録してはならない。	

		中華人民共和国
①国名		People's Republic of China (CN)
	⑤防護標章制度の有無⑥周知商標制度の有無	4. 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。(商標法第10条、第11条、第12条、第13条)無。 有。馳名商標として保護は、工商行政部門が摘発の過程で当事者が馳名商標を主張する場合、商標同解を記定し、商標紛争の処理過程で当事者が馳名商標を主張する場合、商標評審委員会が馳名商標を認定し、商標に係わる民事、行政案件の審理過程で当事者が馳名商標を主張場合、最高人民法院が指定する人民法院は審理の必要性があれば馳名商標を認定することができる。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。 (1) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。 (2) 当該商標の持続的な使用期間。 (3) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。
	0	(4) 当該商標の馳名商標としての保護記録。(5) 当該商標が馳名であることのその他の要因。(商標法第13条、第14条)有。(商標法第22条)
	無 ®実体審査の有無及び審	有。
	で 重事項	何。 (商標法第 28 条、商標法実施条例 21 条)
	⑩審査請求制度の有無	無。
	②優先審査制度・早期審 査制度の有無	無。
	②出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たし、登録適格性を有すると きは商標公報により公告される。 (商標法第 27 条)
		有。公告の日から3月以内に異議申立できる。馳名商標(第13条(2)(3))、地理的表示(第16条(1))、類似商標(第30条)、同日出願(第31条(3))、抜け駆け出願(第32条)等については先行商標権者又は利害関係人が判断すれば異議申立することができ、悪意のある出願(第4条)、不登録事由(第10条)、識別力欠如(第11条、第12条)等については何人でも異議申立することができる。(商標法第33条)
	②無効審判制度の有無	有。(商標法第 41 条)
		有。3 年。継続して 3 年以上の不使用の商標又は普通名称化した商標 は、取消請求できる。(商標法第 49 条)
	⑤ 商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	39図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。 (ウィーン協定には未加盟)

①国名	中華人民共和国			
	People's Republic of China (CN)			
	②譲渡要件	商標権は、事業とは関係なく譲渡することができる。		
	28費用単位	[出願から登録までに掛かる費用]	電子	紙
	CNY(元)	出願料1 区分あたり、10 の商品・役務まで	270 CNY	300 CNY
		10 を超える 1 商品・役務あたり	27 CNY	30 CNY
		[商標権の維持に掛かる費用]		
		存続期間更新料 1区分あたり	225 CNY	250 CNY
	29料金減免措置の有無	無。		